

村上市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和措置等について（試行）

村上市建設工事請負基準約款第11条第3項に基づく現場代理人の常駐義務、主任技術者の専任配置を緩和する措置として、一定の条件を満たす場合に限り兼任を認めることとします。

1 現場代理人の工事兼任要件について

一人の現場代理人に対し同時期に認めるのは、次の（１）又は（２）のいずれか一方とします。

（１）請負金額による場合

ア 主任技術者を兼務しない場合及び請負金額が 4,500 万円（建築一式工事においては 9,000 万円）未満の工事

次の全てを満たすこととします。

- ・ 兼任する工事が村上市の発注であること。ただし、国及び他の地方公共団体発注工事で、当該発注機関が了承した場合は、特例的に兼任できることとする。
- ・ 兼任する工事の当初請負金額の合計が 9,000 万円未満であること。
- ・ 兼任する工事が 5 件以内であること。
- ・ 兼任する工事が特記仕様書により兼任不可となっていないこと。

イ 請負金額が 4,500 万円以上の工事で、かつ、主任技術者と現場代理人を兼務している場合

建設業法施行令第 27 条第 2 項の取扱いに準ずるものとし、次の全てを満たすこととします。

- ・ 兼任する工事が村上市の発注であること。ただし、国及び他の地方公共団体発注工事で、当該発注機関が了承した場合は、特例的に兼任できることとする。
- ・ 兼任する工事の当初請負金額の合計が 9,000 万円未満であること。
- ・ 兼任する工事が 2 件以内であること。
- ・ 兼任する工事が特記仕様書により兼任不可となっていないこと。
- ・ 兼任する工事相互の間隔が 10km 以内程度であること。
- ・ 兼任する工事の工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

※ 「相互に調整を要する工事」は、建築工事にも適用されます。

（例）

- ・ 2 つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・ 相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

※ 監理技術者の配置が必要な工事において、監理技術者と現場管理人を兼務している場合は、複数の工事を兼任することはできません。

(2) 工事場所による場合

兼任する工事現場が同一又は概ね同一の現場として管理が可能な程度隣接・近接している場合で、兼任してもその影響が少ないと発注所属長が認めた工事（金額の上限なし）は5件まで兼任できます。

2 現場代理人の常駐免除について

次の(1)から(4)に掲げる期間においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができます。ただし、常駐を免除する場合は、発注者との連絡体制の整備、現場の安全管理等について、発注者と協議のうえ決定し、工事打合せ簿に明記してください。

- (1) 契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間
- (2) 建設工事請負基準約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- (4) 技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れる期間

※ 常駐義務は「工事履行届」に記載する履行日までとします。

3 専任の主任技術者の工事兼任について

村上市が発注する建設工事では、1件の請負金額が4,500万円（建築一式工事においては9,000万円）以上の工事については主任技術者の専任配置を原則必要としています。次の全てを満たす場合に限り、専任の主任技術者であっても工事を兼任することができます。

- (1) 兼任する工事が監理技術者の配置が必要でないこと。
- (2) 兼任する工事が2件以内であること。
- (3) 兼任する工事相互の間隔が10km以内程度であること。
- (4) 兼任する工事の工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

4 主任技術者の専任免除について

次の(1)から(4)に掲げる期間においては、技術者等の工事現場への専任を免除することができます。ただし、専任を免除する場合は、いずれの場合も発注者との連絡体制の整備、現場の安全管理等について、発注者と協議のうえ決定し、工事打合せ簿に明記してください。

- (1) 契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間

- (2) 建設工事請負基準約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- (4) 技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れる期間

※ 選任義務は「工事履行届」に記載する履行日までとします。

5 適用開始日

令和7年4月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

6 兼任の手続き

現場代理人の兼任を希望する場合は、「現場代理人兼任届」を現場代理人・技術者選任通知書提出時に提出してください。

また、専任の主任技術者の兼任を希望する場合においても、適用に当たっては、発注者が適切に判断することが必要とされていることから、条件確認のために、主任技術者兼任届を提出してください。

7 兼任中の注意事項

- (1) 兼任している現場代理人が他の工事現場に滞在している間、不在となる工事現場においては、連絡体制の整備を確実に行うなど各現場の施工管理・安全管理に引き続き万全を期すこととしてください。
- (2) 提出された書類の記載内容に虚偽があった場合や、取扱いを超えた兼任が発覚した場合は、兼任を取消すとともに指名停止等の措置を行う場合があります。

8 その他

- (1) 兼任要件を満たしている場合であっても、工事現場の施工管理上兼任を認めない場合もありますので、事前に各々の現場監督員に確認のうえ手続きを行ってください。
- (2) 適用開始日前に公告又は指名通知を行った工事との兼任も認めることとします。
- (3) 請負金額により兼任を認めている場合で、増額の変更契約により請負金額の合計が規定額を超えた場合でも、そのことを理由とした兼任の取消しは行いません。